

広島県水道広域連合企業団管理規程第 12 号

広島県水道広域連合企業団人事異動の取扱に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 7 月 7 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団人事異動の取扱に関する規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団人事異動の取扱に関する規程（令和 4 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(人事異動連記通知書)

第4条 組織若しくは職の名称の変更又は定期昇給等に伴い、一時に多数の職員について同種の異動を行う場合においては、別記様式第2号による人事異動連記通知書をもって職員ごとに作成すべき通知書に代えることができる。この場合においては、その回覧又は公示その他の適当な方法をもって当該職員に対する通知書の交付に代えるものとする。

別表（第2条関係）

異動の種類		異動用語
種類	意味	
1 採用	地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「 <u>地自法</u> 」という。）第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定により派遣された者を新たに職員に任命する場合をいう。	(略)
	地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「 <u>法</u> 」という。）第22条の2第1項、広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年広島県水道広域連合企業団条例第2号。以下「 <u>任期付職員条例</u> 」という。）第2条、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「 <u>育児休業法</u> 」	(略)

改正前

(人事異動連記通知書)

第4条 組織若しくは職の名称の変更又は定期昇給等に伴い、一時に多数の職員について同種の異動を行う場合においては、別記様式第2号による人事異動連記通知書をもって職員ごとに作成すべき通知書に代えることができる。この場合においては、その回覧又は公示をもって当該職員に対する通知書の交付に代えるものとする。

別表（第2条関係）

異動の種類		異動用語
種類	意味	
1 採用	地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定により派遣された者を新たに職員に任命する場合をいう。	(略)
	地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「 <u>法</u> 」という。）第22条の2第1項、広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年広島県水道広域連合企業団条例第2号。以下「 <u>任期付職員条例</u> 」という。）第2条第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「 <u>育児休</u>	(略)

	」という。)第6条第1項第1号若しくは第18条第1項、広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例(令和5年広島県水道広域連合企業団条例第13号。以下「 <u>休業等条例</u> 」という。)第37条第1項の規定により任期を定めて採用する場合をいう。	
	(略)	(略)
2 — 11 (略)	(略)	(略)
<u>12 昇給</u>	<u>同一の職務の級の中で昇給させる場合をいう。</u>	<u>○号給に昇給させる</u>
<u>13 号給決定</u>	<u>現に受けている号給の額より上位の号給の額を初任給として受けるべき資格を取得したときに、新たに上位の号給の額に決定する場合をいう。</u>	<u>○号給に決定する</u>
<u>14 号給調整</u>	<u>広島県水道広域連合企業団職員の給与に関する規程(令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第35号)第3条の4の規定によって給料月額を調整する場合をいう。</u>	<u>○号給に調整する</u>
<u>15 給与額改定</u>	<u>非常勤職員又は臨時任用の職員の日額又は月額による給与額を改定する場合をいう。</u>	<u>○○に給与額を改定する</u>
<u>16 — 20 (略)</u>	(略)	(略)
<u>21 期間更新</u>	地自法第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定により派遣された職員で、期間を更新する場合をいう。	(略)
<u>22 任期更新</u>	法第22条の2第4項、任期付職員条例第3条、育児休業法第6条第3項若しくは第18条第3項又は休業等条例第37条第3項の規定によって任期を更新する場合をいう。	(略)
<u>23 臨時的任用</u>	法第22条の3第1項前段、育児休業法第6条	(略)

	業法」という。)第6条第1項第1号若しくは第18条第1項、広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例(令和5年広島県水道広域連合企業団条例第13号。以下「 <u>休業条例</u> 」という。)第37条第1項の規定により任期を定めて採用する場合をいう。	
	(略)	(略)
2 — 11 (略)	(略)	(略)
<u>12 — 16 (略)</u>	(略)	(略)
<u>17 期間更新</u>	地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定により派遣された職員で、期間を更新する場合をいう。	(略)
<u>18 任期更新</u>	法第22条の2第4項、任期付職員条例第3条、育児休業法第6条第3項若しくは第18条第3項又は休業条例第37条第3項の規定によつて任期を更新する場合をいう。	(略)
<u>19 臨時的任用</u>	法第22条の3第1項前段、育児休業法第6条	(略)

	第1項第2号又は <u>休業等条例第37条第1項の規定によって臨時的任用をする場合をいう。</u>	
<u>24 臨時的任用更新</u>	法第22条の3第1項後段の規定によって <u>臨時的任用を更新する場合をいう。</u>	(略)
<u>25—28 (略)</u>	(略)	(略)
<u>29 自己啓発等休業承認</u>	<u>休業等条例第22条の規定により自己啓発等休業を承認する場合をいう。</u>	(略)
<u>30 自己啓発等休業期間延長</u>	<u>休業等条例第27条第3項において準用する同条例第22条の規定により自己啓発等休業の期間を延長する場合をいう。</u>	(略)
<u>31 配偶者同行休業承認</u>	<u>休業等条例第30条の規定により配偶者同行休業を承認する場合をいう。</u>	(略)
<u>32 配偶者同行休業期間延長</u>	<u>休業等条例第34条第2項において準用する同条例第30条の規定により配偶者同行休業の期間を延長する場合をいう。</u>	(略)
<u>33—49 (略)</u>	(略)	(略)
<u>50 勤務延長</u>	<u>勤務延長（法第28条の7第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合をいう。</u>	<u>勤務延長する（期限は〇〇までとする）</u>
<u>51 勤務延長の期限延長</u>	<u>法第28条の7第2項の規定によって勤務延長の期限を延長する場合をいう。</u>	<u>勤務延長の期限を延長する（期限は〇〇までとする）</u>
<u>52 勤務延長の期限繰り上げ</u>	<u>広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例（令和7年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第4条第4項の規定によって勤務延長の期限を繰り上げる場合をいう。</u>	<u>勤務延長の期限を繰り上げる（期限は〇〇までとする）</u>
<u>53—57 (略)</u>	(略)	(略)
<u>58 異動期間の</u>	<u>法第28条の5第1項又は第3項の規定により</u>	<u>異動期間を延長す</u>

	第1項第2号又は <u>休業条例第37条第1項の規定によつて臨時的任用をする場合をいう。</u>	
<u>20 臨時的任用更新</u>	法第22条の3第1項後段の規定によつて <u>臨時的任用を更新する場合をいう。</u>	(略)
<u>21—24 (略)</u>	(略)	(略)
<u>25 自己啓発等休業承認</u>	<u>休業条例第22条の規定により自己啓発等休業を承認する場合をいう。</u>	(略)
<u>26 自己啓発等休業期間延長</u>	<u>休業条例第27条第3項において準用する同条例第22条の規定により自己啓発等休業の期間を延長する場合をいう。</u>	(略)
<u>27 配偶者同行休業承認</u>	<u>休業条例第30条の規定により配偶者同行休業を承認する場合をいう。</u>	(略)
<u>28 配偶者同行休業期間延長</u>	<u>休業条例第34条第2項において準用する同条例第30条の規定により配偶者同行休業の期間を延長する場合をいう。</u>	(略)
<u>29—45 (略)</u>	(略)	(略)
<u>46—50 (略)</u>	(略)	(略)

<u>延長</u>	<u>異動期間を延長する場合をいう。</u>	<u>る（期限は〇〇までとする）</u>
<u>59 異動期間の再延長</u>	<u>法第28条の5第2項又は第4項の規定により延長された異動期間を更に延長する場合をいう。</u>	<u>異動期間を更に延長する（期限は〇〇までとする）</u>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。